

市川三郷町立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

市川三郷町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画策定の趣旨

本町では、「市川三郷町教育大綱」（現在「第3期」）を策定し、「自然・歴史・文化を活かした『にぎわい』づくり～子どもたちの未来へ伝統と安心をつなげて～」を基本理念に掲げ、3つの基本目標のもと、様々な施策に取り組んできた。

本計画は、教育職員の長時間労働を改善し、子どもと向き合う時間の確保や、誇り・やりがいを持って職務に従事できる環境を整備し、教育職員の心身の健康保持及びより質の高い教育の保障を目的として策定する。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に勤務時間を削減することではなく、教育職員が「限られた時間の中で効率的に成果を出す」という意識を持って業務にあたることである。本計画に基づき町、教育委員会、学校が連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを向上させ、本町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効率的な働き方改革を推進していく。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年4月に、学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「市川三郷町教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

また、令和2年度から「多忙化改善検討委員会（令和8年度より「働き方改革推進委員会」に名称変更）」を毎月1回行い、教育委員会から時間外在校等時間のデータ提示や各校長との情報交換等を行っている。多忙化改善検討委員会では以下を令和6年度の目標とし取り組んだ。

- ①時間外在校等時間が月80時間超の教育職員をゼロにする。
- ②時間外在校等時間が月45時間超の人数割合を各小学校25%、各中学校50%以下にする。

本町における令和6年度の目標の取組結果及び教育職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりであった。

【令和6年度の目標の取組結果】

	①時間外在校等時間が月80時間超の教育職員をゼロにする	②時間外在校等時間が月45時間超の人数割合を各小学校25%、各中学校50%以下にする
小学校	超過者1人	6校中6校達成
中学校	超過者6人	4校中3校達成

①については、取組を開始した令和2年度の超過者は合計で38人であったが、令和6年度の超過者は合計で7人であり、大幅に減少している。②については、合計10校中9校が達成できたため、令和7年度は時間外在校等時間が月45時間超の人数割合を各小学校20%、各中学校45%と目標値を更新した。このように取組の成果が着実に出ています。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28時間58分	19.4%	0.1%
中学校	月38時間48分	41.9%	1.2%

全国的に教育職員の長時間労働が問題であり、本町でも業務量の増加や多様化、部活動などによる負担が大きく、今後も業務の見直しや効率化、教育職員の意識改革を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。これらを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ①令和8年度末までに、時間外在校等時間が月80時間超の教育職員をゼロにする。
- ②令和10年度末までに、「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年間20回以上実施している学校の割合を100%にする。
- ③令和10年度末までに、平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動顧問の割合を100パーセントにする。
- ④令和11年度末までに、時間外在校等時間が月45時間超の教育職員をゼロにする。
- ⑤令和11年度末までに、1年間における時間外在校等時間の平均時間を月30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ①ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を3%以内とする。(1.6%)
- ②ストレスチェックにおける健康リスクの値を68%以内とする。(66.3%)
- ③教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中以下の内容を中心に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

・スクールガードリーダーや見守りボランティアを通じて、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

②学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

・学校給食費を除く学校徴収金の徴収事務・管理の負担軽減を図るとともに、公会計化についても研究していく。

③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

・庁内の他の課とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口の設置を目指すとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

④調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

・校務支援システムの機能等を活用することによって、本町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

・共同学校事務室による打ち合わせを定期的に行い、さらなる学校間の事務の標準化や事務処理の効率化を推進する。

⑤部活動（「3分類」⑬関係）

- ・市川三郷町部活動地域展開協議会を中心に、部活動の地域展開を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑥授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑦支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係者が校内会議へ参加し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携を密にし、組織として支援を行う。

- ・学校への会計年度任用職員の適切な配置を継続して行う。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ①各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ②当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

③デジタル技術を活用し校務の効率化を図る。

④勤務時間外の電話対応は、原則行わないことを引き続き保護者に周知する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

①11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

②ストレスチェックの実施率を向上し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の改善を推進する。

③年次有給休暇についてまとまった日数取得等できるよう、各学校に対して取得を促進する。

④学校における長期休業の期間中に4日間の一斉閉校期間の設定を行う。

⑤心身の健康問題について相談窓口の設置を検討する。必要に応じて、産業医等による保健指導を受けられる体制を整備する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

①取組の着実な実行を図るため、引き続き各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を毎月把握する。また、計画の進捗状況について毎年度定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

②学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

③時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については校務支援システムで把握し、その他の目標については本町で導入しているストレスチェック等の結果から把握する。

④教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

⑤各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、働き方改革推進委員会で情報共有を行うなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、地域学校協働本部や学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

⑥保護者、地域の理解を促進するため、町HPにより本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。